

原子力委員会
原子力防護専門部会（第24回）
議事録

1. 日 時 平成23年9月5日（月）10時00分～12時00分
2. 場 所 中央合同庁舎4号館12階 共用1208特別会議室
3. 議 題
 - （1）核セキュリティの確保に対する基本的考え方（審議）
 - （2）原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針について（報告）
 - （3）原子力委員会原子力防護専門部会
技術検討ワーキング・グループ（第1回）について（報告）
 - （4）その他
4. 配布資料
 - 資料第1号 核セキュリティの確保に対する基本的考え方（案）
 - 資料第2号 「核セキュリティの確保に対する基本的考え方（案）」に対する
意見募集における意見概要と回答（案）
 - 資料第3号 原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針
 - 資料第4号 原子力委員会原子力防護専門部会
技術検討ワーキング・グループ（第1回）議事要旨
 - 資料第5号 原子力委員会原子力防護専門部会（第22回）議事録
 - 資料第6号 原子力委員会原子力防護専門部会（第23回）議事録
 - 参考資料 核セキュリティの確保に対する基本的考え方（案）参考資料
5. 出席者
 - 委員： 内藤部会長、青山委員、飯田委員、板橋委員、岩橋委員、衣笠委員、
交告委員、東嶋委員、中込委員、山本委員
 - 原子力委員：近藤委員長、秋庭委員、大庭委員
 - 事務局：中村参事官、吉野企画官、加藤補佐、犬飼調査員

(内藤部会長) 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、第24回原子力防護専門部会を開催いたします。

本日は、小佐古委員はご都合によりご欠席されます。

また、本日の部会は、前回に引き続きまして公開で実施いたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、最初の議題ですが、前回の部会におきまして、核セキュリティの確保に関する基本的考え方の案につきましてご議論いただきました。その結果を踏まえまして、8月9日から29日にかけて意見公募を実施いたしました。本日、意見公募を受けまして、原子力委員会へ報告する最終案の作成を行いますので、事務局より説明後、ご審議いただきます。

まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

(事務局：加藤補佐) それでは、皆様のお手元に配布いたしました資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、資料の第1号といたしまして、核セキュリティの確保に対する基本的考え方(案)、この資料は、前回8月、この部会の資料を、前回の部会及び意見公募を踏まえて赤字で見えけしの修正をしたものでございます。続きまして、資料の第2号、「核セキュリティの確保に対する基本的考え方(案)」に対する意見募集における意見概要と回答(案)、続きまして、資料の第3号といたしまして、原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針、続きまして、資料の第4号といたしまして、原子力委員会原子力防護専門部会、技術検討ワーキング・グループ(第1回)議事要旨、続きまして、資料の第5号といたしまして、原子力委員会原子力防護専門部会(第22回)議事録、続きまして、資料の第6号といたしまして、原子力委員会原子力防護専門部会(第23回)議事録、それと、参考資料といたしまして、核セキュリティの確保に対する基本的考え方(案)参考資料、A4横のものでございます。

そのほかに、配布資料といたしまして、IAEAの基本文書の英語版、IAEAの勧告文書である225/Rev.5、RI及び検知と対応に係る文書のそれぞれの英語版、日本語版の資料につきまして、グレーの紙ファイルにとじてございます。さらに、常備資料といたしまして、過去の部会の資料をとじた青色のファイルがございます。

資料につきましては、以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。過不足等ございませんでしょうか。

よろしいようですので、議題に入らせていただきます。

先ほど申しあげましたように、前回のご議論、そして意見公募を受けまして、修文いたしました核セキュリティの確保に対する基本的考え方の案につきまして事務局からご説明いただきます。

なお、このことに関します質疑応答は、資料の説明の後に行うことといたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

(事務局：吉野企画官) それでは、資料の第1号、基本的考え方の案と、資料の第2号、意見公募で、パブリックコメントでお寄せいただいたご意見の概要とそれへの回答の案、そして、最後にA4横の参考資料、フロー図につきましてご説明申し上げます。

前回ご審議いただいた後に3週間の意見公募、パブリックコメントにかけさせていただきました。その結果といたしまして、26件のパブリックコメントをいただいたものでございます。資料第2号のほうにそちらのほうを一覧表として26件記載してございます。そのうち、事務局のほうでは2件ほど本文のほうに反映をしたほうがよろしいのではないかというご意見をいただいております。

また、前回のご議論をいただきました、ないしは、事務局間での調整の結果といたしまして、何か所か微修正をしたほうがよろしいのではないかという箇所も本文にございましたので、そちらのほうもご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の第1号でございます。本文、赤字の見え消しとなっております。

1ページが一番下、脚注の3番のところでございます。規制行政機関のところでございます。「文部科学省」の後に「及び国家公安委員会」を追加させていただいております。一番下のほうに、従来より「都道府県公安委員会」がございましたが、国家公安委員会も役割を果たしているということでございまして、こちらのほうに追記させていただきたく存じます。

続きまして、3ページ目でございます。3ページ目、2.の①、規制行政機関の役割となる中の第1段目の3行目、「国の許可等を得た者」という黒字の部分がありまして、8番の脚注の追加でございます。こちらのほう、後ほどパブリッ

クコメントの26番でいただいたご意見に対する対応としてこのような脚注の追加を後ほどご説明させていただきたいと思います。

また、そのすぐ下でございます。2段落目、「そこで、これらの許可等を行う規制行政機関が」となっておりましたのを「は」との変更でございます。これは、極めて修辞上のものですが、そのすぐ下に、もう一回「許可事業者が」というふうに入れ子の構造になっておりますので、助詞を使い分けたほうが主語の関係が明確になるということでの修正でございます。

続きまして、4ページでございます。4ページの一番下の段落、⑦、「核セキュリティに反する行為に対する懲罰」という、これはパブリックコメントの案でございまして、「懲罰」となっておりましたが、また、前回、皆様にご審議いただいた際には「制裁」という言葉となっておりました。「制裁」という言葉は対等の関係、国と国との関係などにおいて使われる用例のほうが多いということで、何かもう少し適切な言葉をとということでございました。

いろいろ中で検討したんでございますが、「懲罰」という言葉もちょっとやや強過ぎる、ないしは余り使われていない言葉ということがございまして、よりニュートラルな言い方として、「核セキュリティに反する行為の防止に向けた法制面での対応」という表題にいたしまして、あと、3行目のところにも「懲罰」ないしは「制裁」という言葉が入ってございましたが、やや「刑罰等」と「懲罰」ないしは「刑罰等の制裁」というような形でトートロジーになっておりますので、ここもニュートラルな表現として、「刑罰等を課すべきである」というふうにしてはどうかと考えております。

次に、下の脚注の10番でございます。2行目に「海上保安庁」とすぐ後に括弧書きで、従来「必要に応じて、防衛省が支援」というふうな形でございましたが、その「防衛省」の前に、「これらの各機関を」と追加したいということでございまして、こちら、後ほどご説明いたしますが、パブコメの9番への対応という趣旨でございます。

あとは、最後、14ページ、一番最後のページでございます。「おわりに」の②、勧告文書への対応に係る検討の段でございますが、2行目から3行目にかけて、
「今後、我が国の核セキュリティへの反映方針」とございましたが、やや日本語として意味が通じてございませんでした。大変申しわけございません。

「今後、我が国の核セキュリティ対策への反映方針を検討していくこととする。」というふうに修正していただきたく存じます。

続きまして、資料の第2号のご説明に移ります。こちらのほう、一覧表の形として提示させていただいております。この表のうち、ご意見の概要、ご意見及びその理由の部分は、ご意見をいただいた方がホームページ上でご記入いただいたものそのままの内容でございます。手を加えてございません。

それに対して、一番右の欄の回答のところが事務局としての回答の案という位置づけでございます。

まず、26件、ご説明申し上げます。

1番目でございますが、ご意見の概要のところでございますが、「一義的な責任は許可事業者にある」としてありますが、only oneなのか、principal、これIAEA基本文書はprincipalということでございますが、そういった意味もわかりづらいということでございます。

回答のところでございます。広辞苑より「一義的」とは、一つないしは最も重要というふうな2つの意味がございまして、本報告書案では、「最も重要な（主要な）」という意味で使用しております。前ページで国の責任について記述しており、また、ご指摘の部分も「一義的な責任」の前に「防護の実施に関する」という言葉をつけておりますので、妨害破壊行為等に対する治安、制圧みたいな役割も事業者課しているわけではないという趣旨は明確だということで、原文のままというふうにしては適切かと考えております。

2番目でございます。ご意見の概要、核物質防護実施体制の見直しということで、3点ほど実質的なご意見をいただいております。ご意見及びその理由のところは3つに分かれてご記入いただいたものでございます。

2番目の1.でございますが、実施体制でございますとか規制組織を一元化、一つの組織にしてはどうかというご趣旨でございます。

回答といたしましては、防護の実施に関する一義的な責任は許可事業者にあるというのがこの基本文書の根底にある考え方でございます。また、関係行政機関と許可事業者の連携についてもしっかりとやるようにというふうに記述しておりますので、その連携の中で一連の対応は可能であるというふうに考えているというお答えでございます。

2番目の2.でございますけれども、防護組織は現場を熟知した人間と、また、その脅威が発生したときの対応ができる人間、そういった者が一体となっていないといけないのではないかというご指摘でございます。

こちらへの回答でございますが、人材や組織に係る現状に関するご指摘は参考情報として承りたいと存じます。ただし、「なお」ということでございますが、本報告書案は、各組織がどのような組織体制をとって現在やっているのかというものを示すものではなく、基本的な方針を示すものでございまして、取り組みの評価や改善策を記述するものではありませんということ、そして、実際に許可事業者による核セキュリティ事案への対応計画に記述した計画の策定、またその訓練とその訓練の結果の評価による計画の見直しという中で、体制がきちんと整備されていくことを期待しますという回答とさせていただきます。

2番目の3.でございます。防護の重点を、原子炉建屋及び貯蔵プールに、今回、多分福島での事故を受けてこのようなご指摘をいただいたものと考えております。

こちらのほうに関しましても、本報告書の位置づけが基本の方針を示すものであり、個々の内容を記述するものではありませんということでもまずお答えさせていただきます。また、「なお」でございますが、6番目の「おわりに」のところで、福島のご教訓について今回報告書で記述しております。その中で、設備・施設に係る防護措置を強化すべきと記述しているということも念のためご説明させていただくということ、また、セキュリティとセーフティの関係についても最後にご指摘いただいておりますので、こちらのほうも整合性をとってやるようにということが報告書の中で記述されているということも念のためご説明させていただくという回答案としております。

3番目でございます。ご意見の概要のところでございますけれども、ご意見の概要に、定期的な防護措置の評価が必要ではないかということをご指摘いただいているところでございます。

こちらのほう、見出しとして評価といったような見出しのある段落はございませんが、回答案のところでございますが、例えば、4の⑥、許可事業者における核セキュリティ事案への対応の計画の中の訓練の実施及び計画の見直しにおいて評価を行うということをご説明させていただいているものでございます。

また、その際に、こちらのご意見の理由の中で、規範的方式と性能基準方式について、現在は性能基準方式のほうがより重要なのではないかというご指摘もいただいておりますが、そちらのほうも報告書の中で記述しているということ、また、さらに、225に関する詳細な点については、今後の検討としていくということをご回答とさせていただきます。

次、4番目のご意見でございます。ご意見の概要のところ国、規制行政機関、関係行政機関の責任を明確に記載すべきというご意見でございます。こちらのほうも、ご意見の理由のところ一義的な責任が許可事業者にあるとなると、国の役割が不明確になるのではないかとご指摘でございます。

1番目のご意見でもご回答させていただいたところでございますけれども、国は必要な規制の仕組みを整備すべきであるというふうに国の責任でも記述させていただいております。また、許可事業者の責任は、あくまで防護の実施に係る一義的な責任ということでございますので、体制や規制の国の整備に係る責任まで許可事業者に課しているものではないというご回答とさせていただきます。

ご意見の5番でございます。核セキュリティの確保に向け、新組織を編成するというご意見でございます。その理由といたしまして、いわゆるインテリジェンス的な活動をする組織と実際の原子力の規制の現場、間の連携をしっかりとるためには、新組織をつくるべきではないかというご意見でございます。

回答のほうでございますけれども、脅威に関する情報を有する関係行政機関と規制行政機関の関係のあり方については、4の①の脅威の特定の中で記述しております。また、4の⑦の規制行政機関及び関係行政機関による核セキュリティ事案への対応計画で、実際の事案が発生したときの対応についての協力関係についても記述しているということをご回答とさせていただきます。

ご意見の6番でございます。こちらのほうも5番に似たご意見でございますが、核セキュリティの脅威の特定に向けた活動の具体化、充実を図るということでございます。

こちらに関しても、5番へのお答えと同様に、脅威に関する情報を有する関係行政機関と規制行政機関の関係のあり方については、4の①に記述しておりますという形でご回答とさせていただきます。

続きまして、7番でございます。こちらのほうも、ご意見の概要でございます

けれども、事案の発生時に混乱が生じないように、しっかりシミュレーション、訓練等を行い、事後対応能力の充実を図るべきではないかというご意見でございます。こちらの、特にご意見の理由の中で、福島第一での経験についてもご指摘いただいているところをごさしまして、実践的な内容をというご意見でございます。

回答のほう、6番の「おわりに」で、福島第一での事故の教訓の中でも教育訓練の強化の必要性を指摘しているということをご回答とさせていただいております。

8番でございます。巻頭あるいは巻末に用語説明をつけてはどうかというご意見でございます。「核セキュリティ」という用語及び「核セキュリティの何々」という用語がたくさん出てくるが、そこが非常にわかりにくいというご指摘でございます。

こちらのほう、実は本文の2ページの脚注の⑥で核セキュリティの定義自身は付させていただいているものでございますし、また、そのほかの修飾語などに関しましても、意味がとりにくい部分、審議のご過程でいろいろご指摘いただいた部分でございますが、大分脚注という形で用語の明確化をさせていただいております。そのほか、核セキュリティの確保、核セキュリティの維持などに関しましては、一般的な用語の使い方の範疇におさまっております。前後の文脈から意味はほぼ明らかということでございまして、さらなる追加は不要ではないかというふうにご回答させていただいております。

続きまして、9番でございます。先ほど、本文の中でも反映をした脚注の9番でございます。こちらのほう、4ページでございますけれども、関係行政機関の脚注のところでございます。脚注番号がずれて、脚注の10番になっておりますが、「必要に応じて防衛省が支援」というふうに書いているが、その直前にある海上保安庁だけしか防衛省が支援しないようにも読み取れるというご指摘ございました。確かにそのような読み方も可能かというふうになってしましまして、もともとの文意といたしましては、治安当局全体、警察庁から海上保安庁までを必要に応じて防衛省が支援という趣旨でございますので、「これらの各機関を」という形で追記をさせていただきまして、趣旨を明確にさせていただきたいというものでございます。

10番でございます。内部脅威対策に係る記述の部分でございます。悪意を持った者に対して内部脅威対策の実行が伴わないということをご指摘いただいたものでございます。具体的には、その理由の中で、信用調査を行うことができるような新たな仕組みということもご指摘いただいているところでございます。

回答のほうでございますが、ご指摘の信用調査は核セキュリティに限らず、さまざまな分野のセキュリティ対策に関係する課題ととらえています。なお、内部脅威対策の手法といたしましては、人的対応の中の信用調査というものも確かに手法としてはございますが、そのほかの出入り管理、ツーマンルールといったような手法の組み合わせによってその効果が実現されるということをご回答させていただきます。

11番でございます。原子力発電所以外への常駐警備のご指摘でございます。

こちらのほう、回答案のほうでございますが、本報告書案は、個々の施設や個々の組織の、個々の施設に対する対応を記述するものではありませんということをご記載させていただくとともに、なお書きで、治安当局は、米国同時多発テロ事件発生以降、機関拳銃、耐爆・耐弾仕様の車両等を配備した銃器対策部隊を常駐させるなどして、原子力発電所や原子力関連施設に対する警戒警備の徹底を図っていますということをご説明申し上げる回答とさせていただきます。

12番でございます。こちらのほう、ご意見の概要のところ、二重規制にならないようにしてほしいということでございます。特にそのご懸念は、理由のところでございます。新しいINFCIRC/225/Rev. 5によって、従来の防護区域、周辺防護区域に加えて立入制限区域が設けられて、より広い範囲下に規制がかかるということになると、広大な敷地の中に点々と施設がある場合に、こちらの施設はある省庁、こちらの施設は別の省庁の規制対象のときに、その立入制限区域がオーバーラップしてくるということをご懸念されているということでございます。

こちらのほう、具体的に225/Rev. 5での規制事項でございますので、そちらのほうは今後我が国への適応を検討することになっていきますということ、今後の課題でございますということをご回答させていただきます。

あと、また書き以降でございますが、平成23年8月12日関係閣僚了解「原子力安全規制に関する組織の見直しについて」、こちらのほう、後ほど別の議題

でご紹介させていただく内容でございますが、そちらのほうで、原子力安全庁が来年4月をもって環境省の外局として設立されて、安全規制が一元化されるということを考えますと、ご指摘のような二重規制が生じることは多分ないだろうと考えられるとのご回答とさせていただきます。

13番のご意見でございます。国の予算で成り立っている許可事業者については、新たな防護措置に対する予算上の配慮をというご指摘でございます。こちらのほう、回答のほうでございますが、許可事業者等の責務を一般論として記述しているのでありますので、その設立形態によって特段の記述をすることではなく、一般的に書かせていただきますという回答とさせていただきます。

14番でございます。輸送時の核セキュリティに関しまして、輸送経路にある消防機関とのコミュニケーションをというご意見でございます。こちらのほう、消防機関のほうに関しましても、2の⑤、関係行政機関と許可事業者の連携において、現在でも必要に応じ、機微情報の保護の範囲内で地方の関係行政機関との情報交換を行うことを記述しているということでございます。この記述の中に輸送経路を所管する消防機関も含んでいるということでご回答とさせていただきます。

15番でございます。ご意見の概要のところでございますが、原子力発電所がテロ行為の対象となったときのリスクを考えると、原子力発電推進はあり得ません。対象とされやすい立地条件の既存原子力発電所を優先的に廃炉にすることを検討するべきだと思いますといったようなご指摘でございます。こちらのほうの回答でございますが、原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではありませんという形でご回答とさせていただきます。

また書きでございますが、本報告書案は、核セキュリティに係る取り組みの基本方針を示すものであり、個々の原子力関連施設の脅威評価を記述するものではありませんということも付記させていただきます。

続きまして、16番でございます。こちらのほうのご意見の概要のほうも、我が国において原子力の平和利用の名のもとに原子力発電を行うことは、外交上・防衛上問題であると、また、このご意見の右のところに、輸送時の地域住民への説明責任、また、国際輸送時の通過国・近隣諸国への説明責任などについてもご意見をいただいているものでございます。

まず、回答でございますが、そもそもの原子力利用に関しましては、原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではないということをご回答させていただくとともに、輸送経路の地域住民へのご説明に関しましては、地方の関係行政機関との情報交換が記述されているということをご回答させていただき、国際輸送に関しましては、国際慣行にのっとり対応・通報等、連絡等のことをやっているということをご回答とさせていただきます。

17番でございます。こちらのほう、管理責任者を特定できないようにするという考え方が納得できませんというご意見でございますが、こちらのほう、本文のほうの、規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質の対応というところで、規制上の管理の外にあるというのが管理責任者のほうを特定できないという意味が含んでいる趣旨の脚注を脚注11番で付してあるわけでございますけれども、それが、管理できない者を特定できないようにするというふうな意味としてちょっと誤解をされたご意見かというふうに考えておきまして、特定できないようにするという意味ではなく、何らかの事情によって、結果として特定できない場合に備えるということの趣旨でございますということで回答とさせていただきます。

次、18番でございます。こちらのほうも原子力発電所の存在自身が問題だというご意見でございますが、こちらのほうも、原子力発電の是非は検討対象ではないということをご回答とさせていただきます。

19番のほうも、表題でございますが、核セキュリティの確保というのがそもそも核利用を前提としておきまして、適切ではないというご意見でございますが、こちらのほうも原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではないという形でご回答とさせていただきます。

続きまして、20番でございます。核鑑識に係る国の総合的な対応体制の整備の必要性について表記すべきというご意見でございます。こちらのほう、5番の規制上必要な管理の外にある核物質などが発見された場合に、その発見された核物質などがどのような経路でやってきたのか、また、どこで製造されたものかといったようなことをさかのぼって調査する核鑑識という技術がその対応の中に含まれるので、その核鑑識という技術についてしっかり研究開発なり、諸外国との間で協力をするなりといったようなことを記載すべきということかと存じますが、

こちらのほう、核セキュリティに関しまして対応していく中での重要な技術の一つでございますけれども、そこまでこの報告書で記述するのはこの報告書の趣旨ではないということでご回答させていただくとともに、核鑑識に関して所掌している関係行政機関についても、この報告書の文意の中に含まれているということをご回答させていただいております。

続きまして、21番でございます。こちらのほう、核／原子力は武器、平和利用ともに不要ですというご意見でございまして、こちらのほうの回答は、原子力発電の是非は本報告書案の検討対象ではありませんということでご回答させていただいております。

22番でございます。自衛隊の関与のあり方や役割などについても基本的な考え方を示すべきであるということでございます。具体的に、自衛隊について記載せよということでございますが、回答のところでございます4.の⑦でございますが、この規制行政機関及び関係行政機関によります核セキュリティ事案への対応計画の中において、事案発生後の記述の対応のところ、必要に応じて国の危機管理に係る計画への円滑な移行を含むべきであるという形で、関係行政機関の計画策定を求めております。この危機管理というところがそのような鎮圧行為なども含んだ対応ということをご回答とさせていただきます。

23番でございます。「核セキュリティの確保」を語るならば、安全性を確実にするには原子力発電所を撤廃するしかありませんという趣旨かと思えます。

こちらのほうも、原子力発電の是非は、本報告書案の検討対象ではありませんというご回答とさせていただきます。

24番でございます。福島第一原子力発電所の教訓の部分に関しまして、もんじゅに係る記述がないのが不適切ではないかということ、また、そういった経年劣化でございますとか、設計ミスなどに関しても記述すべきではないかというようなお指摘でございます。

回答のほうでございますが、経年劣化や設計に関するご指摘はセキュリティではなくてセーフティの分野の取り扱いとなるため、本報告書案の検討対象ではないという形でご回答させていただくとともに、6番の①の福島第一原子力発電所事故の教訓もセキュリティ面の4つの教訓を記載させていただいたということをご回答させていただきます。

25番目でございます。そもそも平和利用だろうが何だろうが、核保有は反対というご意見でございます。こちらのほうに関しましては、原子力発電の是非は、本報告書案の検討対象ではないということでご回答とさせていただきます。

最後、26番でございます。こちらのほう、本文への修正を行っているものがございます。本文3ページの2.の①のところにある脚注番号8番を追加というふうな本文への反映がございます。

まず、ご意見の概要でございます。この報告で規定されている「許可事業者」の意味するところは、原子炉等規制法で言うところの許可を受けた原子力事業者ということで、これは規制の一義的責任は原子力事業者が負うということによろしいのでしょうかということでございます。ご意見の理由のところでございますが、文章からは、輸送についても許可事業者が存在するように読めますが、これでは、輸送について一義的には運搬の委託を受けた者ではなく、許可事業者、すなわち原子力事業者の責任において行われるという意味でよろしいのでしょうか。これは、原子炉等規制法のもとで行われる陸上輸送については理解できるように思われますが、航空法の場合の航空輸送、船舶安全法の場合の海上輸送の場合にはどのように考えればよろしいのでしょうか。

また書きで、治安維持等を含め、諸外国では国の責任で行われているものについては、どのようになるのでしょうかというご意見及びご質問でございます。その運搬のところに対する回答といたしましては、輸送の形態により規制の枠組みが異なりますということでございます。このご意見のご指摘のとおり、陸上輸送は原子炉等規制法で行っておりますが、空や海に関しましては、それぞれの個別法の中で対応を行っております。その場合におきましては、陸上輸送の場合におきましても、原子炉等規制法においては、運搬の際は「原子力事業者等」と等書きをつけさせていただいております。その「原子力事業者等」の意味といたしまして、運搬を委託された者も含むというふうにさせていただいておりますものがございます。これらになっていきますことを念頭に置いておりましたことなので、「許可等」という表現をもともとさせていただいておりますけれども、やや意味が不明確ということがございますので、脚注で、国の許可等を得た者から運搬を委託された者を含むという形で脚注を追加させていただいて、趣

旨を明確にさせていただこうというものでございます。

ちなみに、海上輸送や航空輸送におきましては、やはり、こちらのほう、伝統的に、船であれば、例えば船長さんの権限、責任が非常に重くなっておりますので、そういう意味でもそこは趣旨を明確にしたほうが良いという判断でございます。

あと、また書きのところの質問、国の責任に関しましては、許可事業者の責任においてということで、以前にも使われていたように、国の体制や規制に係る責任まで許可事業者に課しているのではないということでご回答とさせていただいているものでございます。

パブリックコメントに関しましては、以上でございます。

追加でございますけれども、再度、参考資料として付させていただきましたA4横のフローチャート図に関しましてご説明させていただきたく存じます。

こちらのほう、ややご記憶がお薄れかもしれませんが、昨年7月25日、第20回でこの基本的考え方まで、IAEAの基本文書に関しまして、その構成要素をご議論いただいていた際に、議論の整理のために皆様に配布させていただいておいた資料でございます。第20回は非公開の資料でございましたので、こちらのほうのフローチャートも非公開の資料という位置づけでございました。これは、今回の報告書におきましては、5番に当たります規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質の対応のところの実際の対応が非常に、そのほかの核物質でございますと、原子力発電所を中心といたしました対応でございますので関係がわかりやすいのですが、管理の外にあるもの場合はちょっと関係がわかりづらいので、フローチャートをつくって1年前に議論を整理したというものでございます。

こちらのほうも、世の中の皆様にとって有用な流れ図かなということでございまして、この部会での参考資料という位置づけで世の中の方々にもご周知させていただいたらどうかということで付させていただいたものでございます。

簡単にご説明させていただきますと、管理者不明の放射性物質、これは産廃処理場などで、何らかの事情で、工業用ないしは医療用などで使われていたものがぽっと出てきてしまうような場合がございます。そのような場合も、流れといたしまして、何らかのあれで、普通は目に見えないものでございますが、たまたま

見つかるような場合には、自治体を中心といたしまして通報が行われまして、関係機関に相談がありまして、セキュリティ上、重大か否かといったようなところが判断されて、それが、出处場所が、もともとの責任者が不明か明確かといったような形でこの対応が分かれていくというふうな流れ図を示させていただいたものでございます。

次のページでございますけれども、これは実際に使われている工場などから放射性物質が盗取、盗まれたような場合の対応でございますが、こちらのほう、盗まれた場合の対応は、まず、それに気づいた事業者が通報・連絡を捜査当局と規制当局のほうにするという当たり前のことでございます。

また、その場合に、必要に応じて、規制当局のほうで必要な対応などをやっていくということでございます。

また、その盗取されたものが発見された場合でございますが、発見者から捜査当局に連絡があって、その連絡を受けて規制当局も協力しながら現場の安全を確保しつつ最終的には盗まれたもとの事業者のところに戻していくというような流れを示させていただいたものでございます。

最後のものでございますが、こちらのほうは、放射性物質といいますか核物質を中心といたしました何らかの妨害破壊行為が発生した場合の実務としての流れ図を示させていただいたものでございます。

前回、前々回におきましても、ここで安全の場合の対応と国民保護法の場合の対応でどうなるのかといったようなことのご質問がございまして、国民保護法上の対応であっても、原子力災害対策特別措置法、原災法のほうの対応が引用されておりまして、セーフティ上の対応であってもセキュリティ上の対応であっても、法的な位置づけは異なりますけれども、結果として行われる措置は共通でございますということをご説明申し上げましたが、そのほうの実際の関係などを中心といたしました対応の流れ図を示させていただいたものでございます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

(内藤部会長) ありがとうございました。

ただいまのご説明に対してご意見をいただきたいのですが、2つに分けさせていただきます。まず、資料の2の意見公募に対する回答ぶり、また、報告書への反映ぶりについてのご意見をいただきまして、その後に、個別、具体的に、報告

書、資料第1号で意見公募以外にもいろいろ修正しておりますので、それについてもご意見をいただきたいと思います。

それでは、皆さん、ご意見のある方はよろしくお願ひいたします。その他、参考資料についてでも結構でございます。今、ご説明のあった資料ですね。

それでは、資料2については、適切に対応されているということでよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料の第1号、各ページごとにご意見を賜っていきます。

1ページ目の修正はいかがでしょうか。

よろしいようでしたら、次は3ページ目の本文中のてにをはのものと、脚注の8をパブリックコメントの26の意見を反映して修正したところでございます。

ご意見ないようですので、4ページ目の⑦の表題と脚注の10でございます。脚注の10は、パブリックコメントの9番目の意見を反映して修正したものでございます。

ちょっと気になったところがありまして、資料の第2号で消防のことに触れている意見がございましたね。14番で消防を含めるべきじゃないかという意見に対して、ここでは、地方公共団体の中にそれも入っているという、そういう理解ですか。

(事務局：吉野企画官) 消防本部自身が地方公共団体の一部局という位置づけで、消防庁さんのほうにご確認させていただいています。

(内藤部会長) 警察もそういうことですね。

よろしければ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10、11ときまして、最後ですかね、14ページの修辞上の変更がございます。14ページ、いかがでしょうか。

ご意見がないようですので、それでは、核セキュリティの確保に対する基本的考え方の案につきましては、今席上に配していただいた案をこの部会の最終案にしたい……近藤委員長。

(近藤委員長) この期に及んで申し上げるのはあれなのですが、これにより核セキュリティという用語が定着することになるわけですが、それを決める文章が2ページの上から、最初のパラグラフに「これに伴い、これまでの

「核物質防護」は、「核セキュリティ」と総称されるようになりました」とあります。ただ、この一文、何となく気に食わなくて、全く私案ですけれども、私の日本語だと、総称の総は多分意味ないこと、「これに伴い、こうした取り組みは、核物質防護よりは広い内容を意味する核セキュリティと称されるようになりました」としていただいた方が、日本語としては、意を尽くしているのではないかと思うんですけれども。

(内藤部会長) もう一度ちょっと、文章を確定したいと思うので、おっしゃっていただけますでしょうか。

(近藤委員長) 「これに伴いこうした取り組みは、「核物質防護」よりは広い内容を意味する「核セキュリティ」と称されるようになりました。」

(内藤部会長) いかがでしょうか。もう一回繰り返しますと、「これに伴いこうした取り組みは、「核物質防護」よりは広い内容を意味する「核セキュリティ」と称されるようになりました。」

青山委員。

(青山委員) 今、委員長がおっしゃったのは、「総称」という言葉の「総」の字をかみ砕いて、ブレイクダウンして申されたと思うのですが、そのとおりだと、僕は支持します。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにご意見ありますか。中込委員。

(中込委員) 私も基本的には委員長がおっしゃられたことでいいと思うんですけれども、若干つけ加えるとすれば、「国際的に」というのをしないと、次の「IAEAにおいても」というのがいかにも日本から言い出して、そして核セキュリティとなったんだよというふうにちょっととられますので、逆だと思っていますので、国際的には、やはり、これに伴い、国際的にはこうした表現が、要するに幅広くなりましたよということを言ったほうがいいんじゃないかなということだけですね。

(内藤部会長) 近藤委員長。

(近藤委員長) そこ、確かにつながりが悪いんですよ。そこでね、「なりました。」とした上で、今度は、「さらに、こうした情勢を踏まえて、IAEAにおいて」、これ、「も」というのがおかしいので、「おいては、加盟国の……」と、

「さらに」を入れることと、「IAEAにおいては」と、そうすれば、今、中込先生がおっしゃった問題意識はちゃんと踏まえた上での文章になっていると読めるので、よろしいのかなと思うんですけども。

(中込委員) 私もそれでよろしいかと思えます。

(内藤部会長) ほかに言い残されたことはないでしょうか。「さらに」というのは要りますかね。「また」なんですかね。

(近藤委員長) 「また」でもいいかもしれないですね。

(内藤部会長) では、「また」ということで。

今のところでしょうか。

(交告委員) ちょっと正確な表現を忘れてましたが、「核物質防護よりは広い内容を意味する核セキュリティと称されるようになりました。」というのは、私はちょっと違和感を感じまして、広い内容を意味するこれこれと称されるというのは、何か前後が違うような気がして、「こうした取り組みは、核セキュリティと称されるようになりました。核セキュリティは、核物質防護よりは広い内容を意味します。」というふうに文章を後に追いかけたほうが自然だと思いますね。

(近藤委員長) わかりますけれども、日本語の括弧つきというのは、思いをきちんと、私も本当に直すとすればそういうことだと思っただけけれども、この括弧がきであることが万感の思いを込めて書いてあることを意味するでしょう。ですから、それで通用するかなと思えますけれども。

(内藤部会長) さっきのは、それぞれにかぎがつくのですね。

(近藤委員長) かぎ括弧がついている。

(内藤部会長) わかりました。

(近藤委員長) だめでしょうか。

(内藤部会長) 交告委員、よろしいですか。今のは、近藤先生のご理解でよろしいですか。

(交告委員) いや、私は構いません。文章の専門家に聞いていただければ……

(内藤部会長) 東嶋委員、いかがですか。

(東嶋委員) 交告先生の意見に賛成です。

(内藤部会長) もう一度、じゃ、交告委員の表現をおっしゃってください、正確に。「防護の対象が広がりました。」までですね、その後つけ加えるということ

ですね。

(交告委員) 要するに、近藤先生の考えは、核セキュリティの前に「核物質防護」よりは広い内容を意味するというのを関係代名詞節で書いたのですけれども、それをやめて、「こうした取り組みは、核セキュリティと称されるようになりました。」とまず書いて、その後、「核セキュリティという言葉は、核物質防護よりは広い内容を意味します。」というふうに、後から文章を追いかけたほうが自然だというふうに思うわけです。

(内藤部会長) わかりました。具体的には、「これに伴い、こうした取り組みは、核セキュリティと称されるようになりました。「核セキュリティ」は、「核物質防護」よりは広い内容を意味しています。」、そういうことですか。

(交告委員) はい。

(内藤部会長) それで、中込委員。

(中込委員) 私は、どちらも同じ意味だと思うのですけれども、日本語的に言ったら、交告先生の言うのが正しいかもしれませんが、既に核物質防護という言葉が我が国では定着していますので、まず、それがありきだろうと、そういった狭い考えではなくて、もうちょっと幅広く今後は核セキュリティを考えなくちゃいけませんよということでは、やはり、核物質防護が先頭のほうがいいかなという気がします。

といいますのは、広い意味というのは、R I も含めてということは、まだ法令化されていませんので、やっぱり、そのことを考えると、核物質防護だけが現状ではあるということで、私は最初の近藤先生のほうの案でいいかなという気がしています。

(内藤部会長) 前のほうに、防護の対象が広がっていますということをおっしゃっているのですよね。そうすると、折衷案として、「これに伴い、こうした取り組みは従来の核物質防護よりは広い内容を意味する核セキュリティと称されるようになりました。」としたら、いかがでしょうか。

(近藤委員長) 私は、交告先生の提案に乗りますので。私を支持してくれた中込さんには申しわけないけれども。

(内藤部会長) そうですか。わかりました。それでは、多数決で決めるわけではないんですが、何となく流れはそちらのほうにあるようですので、事務局、もう

一度修正案を正確に読んでください。

(事務局：吉野企画官) “防護の対象が広がりました。これに伴い、こうした取り組みは、「核セキュリティ」と称されるようになりました。” ちょっと、ここ何か接続詞が必要かもしれませんが、“「核セキュリティ」は「核物質防護」より広い内容を意味しています“ ということでございます。そして、” また、こうした情勢を踏まえて、IAEAにおいて “、というふうが続くかと思えます。「称されるようになりました。」の後に、何かあったほうがいいのでしょうか、このままでいいのでしょうか……

(内藤部会長) 「また」かな。

(板橋委員) 「これは」では。“これは、「核物質防護」よりは広い内容を意味します”

(事務局：吉野企画官) この核セキュリティはですか。

(内藤部会長) 「したがって」は。

(大庭委員) 「ちなみに」、だけれども、要らない気がします。本来ですと、「ちなみに」だけれども、こういう文章にはなじまない。なしでいいのでしょうか。

(近藤委員長) なしでいい。

(事務局：吉野企画官) わかりました。

(内藤部会長) 今の事務局が読み上げた案で修文とさせていただきます。

ほかにございますでしょうか。近藤委員長、どうぞ。

(近藤委員長) 一番最後の「おわりに」のページなのですが、福島のところの1)の防護措置の強化の文章なのですが、ここですね、事故を踏まえ、施設・設備に対する防護措置の強化と、ここは“設備に対する防護措置”になっているのですが、その次の次の行へいきますと、“施設・設備に係る防護措置”になり、さらに、その下、1行いくと、“施設・設備に係る防護措置”、だから、施設・設備と防護措置の間のつながりを「対する」にするか「係る」にするかというのがばらばらなんです、ちょっとそこを統一したほうがいいのか。私は、ここは多数決だと「係る」になるのだと思うのですが、どちらですかね。

(内藤部会長) 意味の違いがあるかどうかですね。じゃ、多数決でいきまして、

「係る」ということで統一させていただきます。よろしいでしょうか。

(近藤委員長) それから、もう一つ、その最後の文章で、「強化するために必要な体制及び資機材の確保を行うべきである。」とあるのですけれども、「体制の整備及び資機材の確保」、「整備」を入れていただいたほうがよろしいと。

(内藤部会長) だんだん完璧なものになっているという印象でございますけれども。

(近藤委員長) ここは後に残るものですからね。

(内藤部会長) ありがとうございます。

(近藤委員長) もう一つだけ、すみません。やっぱり、3の訓練のところですが、最後の文章、「対応に係る教育・訓練について、より実践的な状況を想定した教育・訓練を行うべきである。」、この訓練について、「訓練においては、より実践的な状況をするべきである」、「想定するべきである」といいと思うんですけども。あと「は」は要らない、「おいて」か。

(内藤部会長) ありがとうございます。「訓練において、より実践的な状況を想定すべきである」

以上、よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。飯田委員。

(飯田委員) 1ページの下の方注の3.で、「及び国家公安委員会」を追加されたのですが、これは炉規法の体系の中で見ると、国家公安委員会も入るというご理解であれば、海上保安庁も、炉規法で核物質防護規定を文科省または保安院、へ申請すると、それが国家公安委員会と海上保安庁へもいきますので、そういう考えであれば、海上保安庁も入るのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

(事務局：吉野企画官) ちょっとこのところ、国家公安委員会のほうは、実際に申請をする先は都道府県公安委員会かと存じますけれども、国家公安委員会及び海上保安庁のほうに現場を検査する権限が与えられているというものでございます。都道府県の公安委員会とは別にですね。そこで、国家公安委員会のほうで検査というところの権限を持って、規制行政機関というふうに認識されていて、国家公安委員会と位置づけを明確にしたいということでございます。

ここでグレーゾーンでございまして、海上保安庁のほうは、実際に都道府県公安委員会のように海保本部のほうで、何らかの届け出を受けたり、承認をしたり

ということをしていないというものでございまして、検査権限はあるけれども、そういった紙のやりとりをしていないので、直接規制をしているわけではないという理解でございまして、直接の規制行政機関ではないということで、海上保安庁さんのほうは、ここでは抜かさせていただいているというところでございます、ちょっとややこしいところでございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、この資料第1号の扱い、今の修文を含めたものにつきまして、後で申し上げます。それで、先ほどの説明で参考資料もあったのですが、これについては特にご意見はございませんか。衣笠委員。

(衣笠委員) この参考資料の管理不明者の放射性物質が発見された場合の基本的フローというので、発見されて、通報があつてと段階を踏まれているのですが、セキュリティ上重大か否かということが入っているのですが、これは核セキュリティにかかわる事案ということでこれになっているのですけれども、一般的には、その起こった事態が、例えば、人命に影響を与えるほどのものかどうかとか、そういうことが同様に問題になってくると思うのですね。

核セキュリティという、先ほどの資料第1号の2ページの脚注を見ますと、「犯罪行為又は故意の違反行為の防止、検知及び対応」とありますが、これですと、必ずしも環境に重大な影響を与えるのかとか、人命にかかわってくるような問題なのかというのが直接かかわってきていませぬので、この図は、本当はもうちょっとほかに考えなきゃいけないことがつながってきている図の一部ではないかと思ひます。完璧なものでなくていいんですけれども、例えば、こういうものも同時に判断されますよというのを書いておかないと、非常に不安に思われる方が多いんじゃないでしょうか。私の立場上、そういう人命の救助とか、環境への影響の深刻度というのはやっぱり評価すべきじゃないかと、そういうものもあつて、その中に核セキュリティ上の問題というのもあつていいのではないかと、そういう見方をしてしまうんですけれども、いかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) ご指摘のとおりかと存じます。セキュリティのことでちょっと視野が狭うなつてございましたので、少しここを修正の案を考えまして、また、次回に少しお諮りしたいかと存じます。

(内藤部会長) ありがとうございます。その際に、非常にマイナーなのですが、一番最初の四角が「身元不明」と書いてあるので、それは「帰属先不明」とか、それからタイトルが「管理者不明」なんだけれども、報告書は「帰属先不明」で書いてあるから、どちらがいいか。

近藤委員長。

(近藤委員長) 勉強させてください。今、衣笠委員がご指摘の件で、先生のご指摘の観点から、重大か否かの判断があって、重大と判断された場合にはどうなるのですか。先ほどのように、原災法の世界でいえば、やはり、緊急事態の矢印のところに行くという理解でよろしいのでしょうか。

(衣笠委員) 基本的にはその構図で、我が国はその構図でいこうとしています。その中に動けるように、先ほどの問題も動けるようにすることができるんじゃないかと見ていますので、一つの流れに入っていくということではよろしいのか、そのほうが実効性があると思うんですが、いかがでしょうか。

(内藤部会長) そういうご意見でよろしいでしょうか。

そうしましたら、中込委員。

(中込委員) ただいまの出所、管理者不明といいたいまいしょうか、そのもし発見された場合の判断基準になるわけですがけれども、今、衣笠委員がおっしゃったのは、セーフティ上の話だというふうに思っていますので、ここはセキュリティとセーフティとちょっとやっぱり、本来は同時に考えなきゃいけないのですけれども、今、その辺をどちらに主眼を置いているかということ、これ核セキュリティに関するものですので、セーフティのほうはちょっと別の、同じような流れにはなると思うんですけれども、一緒にした形にするというのは実行的なんですけれども、そういった議論が本当になされているのかどうかですね。

(内藤部会長) ただ、セキュリティの最終的な目的は、やはり人の生命、財産、それから環境の保護ですから、安全と不可分だとは思いますが。セキュリティという言葉がちょっと言葉足らずだということであれば、そこを少し補充することでいいかと思いますが、ありがとうございます。

近藤委員長。

(近藤委員長) この原子力関係の規制が必要な物質か、イエスになって、左へ行くと、自治体の責任で処理とあるのですが、これって何ですかね。教えてください。

い。

(事務局：吉野企画官) その上の出所場所のところで、明確・不明という枝分かれがございまして、要は、管理責任者がわからない場合に、何らかのセキュリティ上ないし安全上の措置を講じないといけない物質がそういった状態である場合に、まずは自治体が前面に出て、とにかく住民の安全のために柵を設けるなり、何か遮へい物で覆うなりといったことは自治体にやっていただくのが実際面として第一に起こるということでございます。現場をご存じの方々、そのような理解でつくっていますが、間違いございませんでしょうか。

(内藤部会長) 出所場所というのは、ものが出てきた場所というよりは、それが、帰属先がどこかという、そういう趣旨ですね。

(事務局：吉野企画官) ここもちょっと表現を変えさせていただきます。

(内藤部会長) その場合に、規制上、管理者が明確じゃないとすると、国民の健康、財産を守る責任は一義的に自治体にあるから、そっちに流れると、そういうロジックですね。ありがとうございます。

以上、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ありがとうございました。今回のご審議を受けまして、原子力防護専門部会といたしましては、先ほどのいろいろご提案いただきました修文を反映いたしましたものを核セキュリティの確保に対する基本的考え方として取りまとめまして、原子力委員会のほうに報告させていただきます。

報告の仕方につきましては、部会長にご一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(内藤部会長) それでは、ご異議がございませんでしたので、原子力委員会に報告させていただきたいと思っております。日程的には、来週の9月13日の原子力委員会にご報告させていただきたいと思っておりますが、事務局としていかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 問題ございません。そのように準備を進めさせていただきますと存じます。

(内藤部会長) ありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

最近の話題といたしまして、原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針

につきまして、事務局からご報告いただきます。なお、質疑応答につきましては、その後に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（事務局：吉野企画官）資料の第3号でございます。原子力安全規制に関する組織の見直しということで題された平成23年8月12日の関係閣僚了解の文章をお配りさせていただいております。こちらのほう、大変新聞などマスコミでも報道されているところがございますが、福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして、主に原子力安全規制、原子力安全委員会及び原子力安全保安院の組織を統合いたしまして、環境省の外局として統合した組織として設置する、来年4月をもって設置するという趣旨をいたしまして、閣僚了解でございますが、その中に核セキュリティに関する部分がございますので、ご紹介させていただきたく存じます。

1 ページ目の一番下の2、新組織の設置というところがございます。

（1）が新組織の概要でございますが、その次のページ、（2）の新組織の任務・所掌というところがございます。この中の④のところでございます。他省が所管する原子力安全業務については、新組織が一体的に行うことにより、規制機関として一層の機能向上が期待できるものは新組織が行うことを基本とし、以下のとおりとするということになっておりまして、その下に2つ目の括弧で、核セキュリティと題された部分がございます。

核テロ対策など核セキュリティ確保のための事業者の監督、治安機関との連携その他の対策については、新組織が担う。括弧で、原子力委員会等の類似機能は新組織が担うとされているところがございます。

こちらのほうをよりわかりやすくいたしまして、一番最後のページのイメージ案をごらんいただければと存じます。

今、現在内閣府には原子力委員会と原子力安全委員会がそれぞれ安全規制で安全委員会とそのほかの原子力政策推進全般で原子力委員会、という形になっておりまして、ご承知のとおり、核セキュリティに関しまして、原子力委員会の分担、責任という形になっておりますが、この部分に関しまして、部分的に切り離しまして、原子力安全委員会、原子力安全保安院などとの業務と一緒に環境省の原子力安全庁のほうに業務を一元化し、移管するというところでございます。

したがって、現在、そのほかの文科省や国交省などの詳細なところに関し

ましては、今後の議論かと存じますけれども、今、現在のこの閣僚了解の中では、核セキュリティに関する部分に関しましては、大きな変更はないのではないかと
いうふうに読み取れるところでございます。

いずれにいたしましても、原子力委員会の業務といたしましては、来年4月を
もって移管されることとなりますので、そういう意味では、本部会などの業務に
関しましても、年度いっぱいというふうなこととなるのではないかとというふう
に見込まれるところでございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご質問、ございますでしょうか。

ちょっとお聞きしたいんですが、最後のイメージ図なのですが、核セキュリ
ティに関してすべてが新しい組織に移るわけではないと思うのですね。例えば、文
科省が今やっていますR Iの安全規制は新しい組織に行くようには書いていま
せんし、国交省が担当しています輸送のセキュリティに関するものもここには明示
的に書いてありませんから、移らないとすると、オールジャパンのことをこの環
境省の環境大臣、あるいはその下にある原子力安全庁、あるいは原子力安全審議
会が所掌していないと思うのですが、抜けてしまうのではないですかね。

(事務局：吉野企画官) そこは今後の法制化の段階でより詳細な議論が出てくる
ところかと存じます。文科省及び国交省のR Iないしは輸送の部分に関しまして
は、現在の閣議了解ですと、部会長のおっしゃるとおりという形となっております
ので、オールジャパンの核セキュリティ全体に関しましては、ただ、今のこの
大きな流れでいきますと、恐らく原子力安全庁という整理になるのではないかと
思います。

(内藤部会長) 青山委員。

(青山委員) ありのままに申して、実はこれ、今の部分、僕はさっぱりわから
ないですね。わからないというのは2つあって、今の事務方の説明の意味がわか
らないのではなくて、この考え方自体が理解できないのですけれども、まず、原
子力安全保安院にかわって原子力安全庁をつくる。これ、そもそもの議論は、保
安院のような行政機関じゃなくて、独立した委員会にすべきだという意見もあ
りましたね。それを原子力安全庁と称して環境省のもとにつくるということは、あ
くまで行政機関としてつくるという意味ですよ、普通に考えると。

原子力委員会というのは、事務の所掌は内閣府が行っているけれども、行政組織じゃありませんね。それなのに、原子力委員会の類似機能を行政組織であるところの原子力安全庁に移管するというのは、これは、もう一度申します、僕は普通に考えると理解不能だと思います。

それから、第2点は、関係閣僚が了解した8月12日、その中身というのは、例えば、核セキュリティといういわば新しい概念も含めて、原子力委員会の類似機能があれば、それを行政機関たる原子力安全庁に移管するというところまで閣僚了解しているのですか。とてもそう思えませんけれども、その2点。

(内藤部会長) ありがとうございます。

答えにくいところもあるかと思いますが、事務局、いかがですか。

(事務局：吉野企画官) まず、青山委員のご指摘の第1点目でございます。原子力委員会は行政庁ではないというまず前提のご意見のところでございますが、原子力委員会の原子力委員は国会同意人事ということでございますので、非常に独立性のある、権威のある組織ということでございますけれども、内閣府という行政庁の中に属しているという意味では、行政庁の一部であるというふうに理解しているところでございます。

したがいまして、今原子力委員会が担っている機能のうち、一部分をいわゆる切り離しまして、環境省の環境大臣のもとに移管するというのは、これは、行政組織上は可能ではないかと思われま。

2点目でございますが、実態としてそういうことがあったということで。

(青山委員) 実態として閣僚了解、8月12日にそんな話があったというのは全く聞いていません。あったんですか。

(事務局：吉野企画官) この文章自身が閣僚了解でございます。

(内藤部会長) 説明文書ではなくて、これ自体が見直しを行うものとするという閣議了解の文書となっております。

(青山委員) じゃ、しょうがないですね。

(事務局：吉野企画官) この1ページ目の右上の関係閣僚了解の下に内閣総理大臣もございます。

(青山委員) これね、こう書いてあっても自由に意見を言っているいい立場ですから申しますが、この関係閣僚の中に直接お話しした大臣も複数いらっしゃいますが、

聞いたことないですね。

こんな重大なことを文章にあるからといって、この部会でもそのままずっと決めていいものかなというのが疑問に思いますね。

それと話の続きで、今、吉野さんの、事務方の立場として、僕に1点目のことについて説明されたのもわかるのですけれども、しかし、例えば、この部会について考えてみると、原子力委員そのものはおっしゃったとおり国会同意人事であって、そういう意味では、例えば、内閣府の担当大臣の指示を受けるということはあるでしょう。しかし、この専門部会に属している専門委員については、組織上もそういう上意下達関係にありませんから、指示を受ける立場にありません。

したがって、原子力委員会の類似機能を新組織が担うとなっても、この防護専門部会の議論はどうでしょうか。この防護専門部会も今年度中で終結するのは結構なことなんですけれども、果たして、そういうふうに機械的にやって、原子力について国民的な議論が巻き起こっている中で、理解が得られるのかということについては、ここは疑問を提示します、あえて。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますか。中込委員。

(中込委員) 私も基本的には青山委員と同じような考えを持ってしまして、実は、これも、資料3も、これは閣議決定というか閣議だけの話ですよ。まだ、ここで決まりというわけではないというふうに理解してまして、やはり、日本というのがよく見えないのですよね。日本とはというのが、いつも言いますけれども、よく見えていないと。

皆さん、規制当局、それから、ポリシーメーカーよく頑張っているんですけれども、みんな百点満点しているんですけれども、我が国はと言ったときに、我が国のone of the governmentですというような言い方をされるので、やはり、輸送はどこどこ、施設はどこどこというようなことで、セキュリティについては、安全も規制もそうですけれども、国が、日本政府とは何かというのが見えるようにするには、やはり、何とか省のもとではなくて、独立に原子力が必要ならば、原子力安全庁か何か知りませんが、そういったもので、独立して、何とか省のもとにということ余りよくないのではないかというふうに、私は個人的には思っているわけです。

(内藤部会長) ありがとうございます。

近藤委員長。

(近藤委員長) いろいろご意見はおありのことはよくわかりますけれども、この方向で新しい組織の設置のための、行政組織法なり、あるいは行政作用法というものの設計作業が9月1日から始まったと、理解しています。

で、原子力委員会がこの核セキュリティのことをなす根拠は、原子力委員会設置法に核燃料物質の規制にかかわることを事務となすと書いてあるところでございますので、そこについて新しい行政組織にそのことが行政事務としてアサインされれば、それはそれで、ある意味では機械的に移っていくという理解、整理でよろしいのかと思います。

しかし、ご指摘のポイントは、多分、さまざまな省庁に関係、行政責任が引き続きあるとすれば、それら行政機関間の連携がきちんとなされて、効果的かつ効率的な行政がなされるという担保を設置法あるいは作用法の設計において工夫してくれということでしょう。私どもとしては、かわいい子供を旅立たせるために法整備の段階において、適切に皆様のご心配、ご懸念がない格好で、しかも、今は、この今日のまとめも、ある意味で安全規制機関に寄りかかったセキュリティ行政のあり方の書いているところ、今度はそこを一体のものとして規制する規制機関ができるわけですから、安全とセキュリティが一体として担うようなことがもっとビジュリティが高まるような、そういうような設計がなされれば、この私どもが今取りまとめた紙が最も有効に作用できる最大のチャンスが目の前に来ていると理解して、この紙を早速新しい行政庁の設計部隊にもご説明して、ご理解いただくことが私どもの責任かなと考えているところでございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

中込委員。

(中込委員) 一本化するというのは、非常に私は基本的には重要な話だと思っていますし、国際的にもそういう約束をしている。

ただ、一本化というイメージが皆さんどう思っているかなんですよね。一本化というのは組織上かたまればいいだけなのか、それとも、権限は失わずにそのまま残しておくのか、権限をだれかもうちょっとトップがいて、しっかりして、ディビジョンメーカーがいて、全部決めていくのか、そういったことが、どうい

イメージを持っているかというのがちょっと見えないのですよね。

一本化というのは、何とかやらなくちゃいけないねということはわかるのですが、どういうイメージをお持ちなのかというのを、何となく国の、政府だと、口は悪いのですけれども、縄張り争い的な感じがしまして、規制権は失いたくないけれども、でも、一本化しないといけないよなということはわかっていながら、どこまで一本化するかというのが、私にとってはちょっとイメージがよく見えないうのが現状かと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

飯田委員、どうぞ。

(飯田委員) IAEAの勧告とか基本文書とかでも、調整機関という言葉があるのに対して、今度の新組織は、あくまでも規制をする機関だけですよね。それに対する、対応する機関は警察とか、必要に応じて防衛省とかなるのでしょうかけれども、そういった省を調整する機関が必要だというふうに書いてあります。今の図だと、調整する機関が見えてこないと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

いろんな思いがあるのですが、ちょっと公開の場だということもあって控えさせていただきます。

青山委員。

(青山委員) どちらかというところ、意見というよりは、純然たる質問ですけれども、今の事務局からのご説明の中でも原子力安全審議会のご説明がありましたね。この文章にも、それから、まさしくこの閣僚了解の文章にも8条委員会ということが明記されているのですが、これはさっき中込委員からも閣僚了解であって、閣議決定ではないというご指摘がありましたけれども、8条委員会じゃなくて3条委員会になる見通しはもうないということによろしいのかということが1点と、それから原子力安全審議会をつくると、原子力安全委員会というのは、やはり終えるということなのですか。それとも、別に残るという意味なのか、どちらでしょう。

(内藤部会長) ありがとうございます。

(事務局：吉野企画官) まさに閣議了解という重い了解、3条か8条かということとは、担当部局の間では相当な議論があったというふうに報道などでも聞いてお

ります。その結果としまして、8条委員会という結論になったということでございますので、基本的に閣議了解の間でされたことでございますので、8条委員会ということで今後の準備作業が進められるのを前提として準備作業が進められると、法制の準備作業が進められるというふうに理解しております。

また、原子力安全委員会はどうなるのかというご質問でございますが、現在のこの文章やイメージ図から判断するに、安全委員会は組織としては原子力安全庁ないしは原子力安全審議会の中に統合されるというふうに考えるのが自然かと考えております。

(青山委員) 手短に1点だけ意見を申し上げますが、当然、これは、僕は3条委員会のほうが適切だと思っています。ただ、もうその方向が変わらないということであれば、専門部会の委員としてはやむを得ない。しかし個人的には、3条委員会であるべきだと思っています。これは、いわば、声として記録していただくためにもあえて申しました。同じ意見の方はたくさんいらっしゃると思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

先ほどの飯田委員の意見は非常に重要なところで、今までそれが、非常に現状において必要性を感じておって、原子力委員会はかなりその部分を担ってきているかなという感じがあったわけですが、例えば、AdSecへの対応とか、そういうようなことであったかと思うんですけれども、新しい組織になったときに、それがなお一層強化されるような形になることが非常に望ましいなというふうに思います。

それから、今の案ですと、核燃料物質のセキュリティでしかないですから、せっかく核セキュリティということになったのに、そのほかの放射性物質のセキュリティもどこかちゃんと全体を見ることができるようになる必要があるかなというふうに思います。文科省からR Iの規制を抜けということを行っているわけではございません。

ほかにございますでしょうか。近藤委員長。

(近藤委員長) 我々の決めたこの基本的考え方の3ページの下には、③、各行政機関の統合及び調整ということについて“防護の対象によって規制行政機関が異なる場合があること、また、同一の対象に対する防護の取組に係る行政機関が複数ある場合もあるから、これらの行政機関の取り組みについて適切に統合及

び調整を行うべきである”とあるわけですね。これは統合を行うという行為を原則として求めるということでありまして、それをどういうふうにするかというのは、まさに今度の設計をする作業の中でも当然考慮されるべきだと思います。ですから、先ほど申し上げましたように、この紙をきちんと読んでいただいて、対処していただけるものと、そのことについては、引き続き意見を申し上げていくべきなのかなというふうに思っている次第です。

(内藤部会長) ありがとうございます。期待したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、時間の制約もございますので、ご意見、ありがとうございます。次の議題に移らせていただきます。

8月23日に開催されました原子力委員会、この当部会の技術検討ワーキング・グループ（第1回）につきまして、事務局からご報告いただきます。質疑応答はその後に行います。よろしくお願いいたします。

(事務局：吉野企画官) お手元、資料の第4号のほうをご用意いただければと思います。前回の本専門部会におきまして、ワーキング・グループのメンバーの紹介、審議のスケジュールの見通しなどをご紹介させていただいたところでございますが、その後、第1回が開催されましたので、ワーキング・グループ自身、ご承知のとおり、原則非公開ということでございますので、議事要旨となりますが、状況の報告をさせていただきます。

23日の午後に開催させていただいたものでございまして、ご出席の方々、以下のようになっているところでございます。

議題といたしましては、3点ございまして、まず、ワーキング・グループの設置ということで、設置の趣旨に関しまして、今後の審議の見通しについてご審議いただきました。

その後、IAEA勧告文書、3つございますが、そのうち特により重要なものはより早い対応が求められております核物質に関する勧告文書225/Rev.5に関しまして、その改訂、Rev.4からRev.5への改訂のポイントにつきまして説明をいたしまして、そちらのほうに関しましてご審議をいただいたというものでございます。

3点目といたしまして、やはり早急な対応が求められております福島第一原子

力発電所事故を踏まえた課題、防護上の課題につきましても、概要を説明いたしまして、ご審議いただいたというものでございます。

5. 議事概要のところでございますが、すみません、ご説明のほう、遅れましたが、まず、ワーキング・グループの座長といたしましては、互選により中込委員が座長として選出されたということでございます。ワーキング・グループの設置や今後の審議に関しましてのご議論をいただきましたが、やはり、ワーキング・グループということでございますので、専門的、技術的な議論のためのワーキング・グループでありますけれども、その対応の内容を議論する前に、基本的な対応に対する考え方についてもきちんと議論を行うべきではないかといったようなご意見をいただいたところでございます。

また、225/Rev. 5に関しましても、Rev. 4からRev. 5の説明に関しましては、多としながらも、より網羅的な比較、特に現状との比較をして審議をしていくべきというご意見をいただいたところでございます。

また、福島第一に関しましては、海域に関する議論をより手厚くというご意見でございますとか、従来、セーフティのほうにかなり寄りかかった、依存した部分があったのではないかと、ただ、今回の福島第一の教訓を踏まえれば、セーフティに依存しないで、セキュリティでもしっかり考えて取り組んでいかなければいけないということの認識を新たにすべきではないかというようなご意見をいただいたところでございます。

今後、特に、議題3、福島第一に関しまして、早急に議論を進め、取りまとめていくというふうなことでご承認いただいたところでございます。

本議事要旨に関しましては、今後、きょう、あすにも、こちらのほうは議事要旨といたしましては公開するということが原子力委員会として定められておりますので、ホームページのほうにアップいたしまして公開いたしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、ご質疑、ございますでしょうか。

ないようでしたら、ありがとうございます。

本日は、核セキュリティの確保に対する基本的考え方につきましてご審議をい

ただきまして、報告書として取りまとめることができました。本部会の報告書として、先ほど申しましたように、来週、原子力委員会に報告することとしております。

事務局のほうから今後の予定等についてご説明願います。

(事務局：加藤補佐) それでは、今後の予定につきましてご説明させていただきます。

本日、ご議論いただきました核セキュリティの確保に対する基本的考え方につきましては、必要な修正をした後、原子力委員会に報告いたしまして、その後、原子力委員会において、委員会としての取り扱いについて審議が行われる予定となっております。

続いて、次回の原子力防護専門部会でございますが、現在、本部会の技術検討ワーキング・グループにおいて、福島第一原発事故を踏まえた防護対策の強化について検討中ございまして、本専門部会といたしましては、中間報告を受ける予定となっております。

技術検討ワーキング・グループ側では、中間報告につきまして9月の末までの策定を目指しているため、次回の専門部会につきましては、10月ごろの開催になると考えてございます。

また、詳細が決まりましたら、日程を調整して公表させていただきたいと思っております。

(内藤部会長) ありがとうございます。

今後の予定につきまして、今ご説明があったとおりでございます。先ほど、事務局からお話がありましたように、この原子力防護専門部会の活動も来年の3月末までということでございますので、残る3つの勧告への対応の基本的な考え方ですね、これをしっかりまとめて有終の美を飾りたいと思っておりますので、積み残しがないように、大変スケジュール的にはタイトではございますけれども、ワーキング・グループも含めまして、あるいは事務局の作業を含めまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、議事録の話ですね。

(事務局：加藤補佐) それでは、事務局より議事録の扱いについてご説明させていただきます。

本日の議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、出席者の方々にご確認いただきたいと思いますと考えております。公表につきましては、本日の会合は公開で行われていることから、議事録は公表させていただくことを考えてございます。

以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

それでは、次回開催は約1カ月後ということでございまして、福島第一原子力発電所の事故を踏まえまして防護対策の強化の中間報告についてご審議いただければと思っております。

日程につきましては、後ほど事務局からご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の原子力防護専門部会の審議を終了させていただきます。長時間、ご審議、ありがとうございました。